

許 楊「循環型社会の構築に向けた制度研究」

大阪産業大学大学院経営・流通学研究科博士論文（営博第 14 号）、2013 年 3 月。

○ 博士学位論文の要旨

中国をはじめとする東アジアの新興国は、急速な経済成長の過程にあり、資源需要が旺盛で、廃棄物から抽出される、いわゆる静脈資源が需要されている。他方、日本をはじめとする先進国は成熟経済社会に入り、廃棄物処理が大きな課題になっている中、このような廃棄物から抽出される静脈資源が、国内法で規定するシステムに乗らず市場メカニズムに乗って売買されている実態がある。資源の有効利用という観点から静脈資源の広域的な循環は望ましいと考えられるが、その背後に潜在する重要な問題が表面化しつつある。すなわち、日本の循環型社会を形成する環境基本法を構成する各種リサイクル法は、廃棄物の国内処理を前提として、廃棄物処理プラントの建設が行われているため、廃棄物が売買されて海外に大量に流出することになれば、廃棄物プラントが遊休化するという問題が発生する。さらに、廃棄物の輸入国が適正な廃棄物処理技術を装備していない場合、現地において重大な汚染を引き起こすことになる。潜在汚染性の高い静脈資源の越境移動はバーゼル条約によって厳しく制限されているが、バーゼル条約のみを頼りに水際で静脈資源の越境移動をすべてコントロールすることは不可能である。かかる現状に鑑み、静脈資源を「必要としないところ」から「必要とするところ」へ汚染を発生させないで循環させるにはどのように取り組むべきかという問題意識に立って、廃棄物のリサイクルシステムの制度設計を提案することを本研究の狙いとしている。

本論文の特徴は、日本の主なリサイクル法を取り上げ、その内容および昨今の法をめぐる議論の動向を当該審議会の議論を精査し、分析する中で問題点を抽出し、それらの問題点を克服すべくリサイクルシステム（静脈物流フロー）を提案していることにあり、先行研究にみられない本論文の最大の特徴となっている。

第 1 章では、廃家電の不法投棄に実態を明らかにしたうえで、家電リサイクル法の内容と昨今の当該審議会の議論を通して政策動向を詳述している。それによると、家電リサイクル法の施行によってメーカーにより高度な再資源化が行われることになり、廃家電が資源として有効に利用され、廃棄物としての最終処分量も大幅に減少するなどの成果が上がっており、資源有効利用および廃棄物の減量、適正処理という観点から大きな社会的便益が生じていると論文提出者は評価している。しかし、経済産業省によれば、適正ルートに乗ってリサイクルされているのは推定廃棄台数の半分にすぎないと推定されている。この問題を踏まえ、今後検討すべき課題として、①再商品化費用の透明化、②リサイクル費用の低減、③義務外廃家電回収の促進、④不法投棄対策の強化、⑤バーゼル法の接点などが指摘されている。

第 2 章では、使用済み電気・電子機器の中でも、携帯電話およびパソコンなどの小型電

子機器を取り上げている。携帯電話あるいはパソコンなどの情報機器類は新製品開発が著しく、製品ライフサイクルが短くなる傾向にあり、それに伴い、廃棄物も増加する傾向にある。これらの情報機器類は都市鉱山と呼ばれ、重要な希少資源が内蔵されていることから、海外からの資源需要がきわめて大きい。他方、使用済み小型電気・電子機器の場合、回収・リサイクルについて法的裏付けがないため、適正ルートに乗った回収は容易でないことから法的措置の必要性を論文提出者は主張している。

第 3 章では、容器包装、とくにプラスチックの容器包装のリサイクル問題を取り上げている。容器包装は、一般廃棄物の中で容積において約 6 割を占めていることから、この容器包装をどのように適正処理・リサイクルするかということは重要な課題となる。中でも、処理が困難といわれているプラスチックを原材料とするペットボトルの利用が増えるにしたがって、廃棄物も増加する傾向にある。ペットボトルの分別回収率は向上しつつあるが、依然として 2 割以上が回収されずに、不法なルートに乗って流出するか、不法投棄されていることになる。こうした現状を踏まえ、輸出される使用済み容器包装が海外の規制に対応し、現地でどのように処理され、再商品化が行われているかということを追跡するシステムを構築する必要性を論文提出者は論じている。

第 4 章では、自動車リサイクルの問題を取り上げている。まずは、自動車リサイクル法の内容を詳述し、法が規定する役割を核ステークホルダーが果たすことによって、使用済み自動車のシュレッダーダストの最終処分量が減少傾向にあることが明示され、今日まで自動車リサイクル法は、効率的なりサイクルシステムになっていると評価されている。しかし、現行の自動車リサイクルシステムの見直しの争点として、①中古車と使用済み自動車の取り扱いの明確化、②使用済み自動車の循環的な利用の高度化、③自動車リサイクルシステムの安定的な運用、④中長期的な変化に対応した自動車リサイクル制度の対応の 4 点が指摘されている。

第 5 章では、自動車リサイクルを例にとり、グローバルな静脈物流フローを提案している。それによると、使用済み自動車の判断基準をより一層明確にしたうえで、使用済み自動車に関する静脈物流において、作業手順、処理方法などの情報を積極的に公開し、情報の非対称性を改善することが求められる。さらに、中古車、廃車、自動車スクラップ部品の行方を追跡し、適正な処理・リサイクルが行われていることを確認するシステムを静脈物流フローの中に内蔵する必要性を強調し、論文提出者が理想と考える自動車の静脈物流フローを提示している。

終章では、本論文の論点、主張などを整理するとともに、理想とする自動車の静脈物流フローをより一般的な廃棄物にも適用しうるグローバルな静脈物流フローを提案している。最後に、このようなシステムを構築するには、廃棄物の排出国と受入国の政府および関係するすべてのステークホルダーの協力・連携が不可欠であると付言している。

本論文には、評価されるべき学問上の長所として、以下の特徴を上げることができる。

- ① 本論文は、日本のリサイクルシステムを支える主なリサイクル法を取り上げ、当該審議会の審議内容等の一次資料に基づき、各法律の内容と昨今の審議内容から垣間見ることができる政策動向を踏まえたうえで、リサイクルシステムに基づく適正なフローに乗らずに処理されている廃棄物の実態を浮き彫りにし、国内で完結するリサイクルシステムを前提にする現行の制度を再検討する時期に来ていることを指摘している。
- ② 現行の法制度の問題点を踏まえたうえで、これらの問題点の改善を反映した、博士論文提出者自身が作成した自動車リサイクルの静脈物流フローに基づき、これをより一般的な廃棄物にでも適用しうるグローバルな静脈物流フローを提案している。
- ③ あわせて、当該審議会の審議資料を拠り所にして分析を行うことによって、日本のリサイクル政策の動向を俯瞰できる内容になっている。

（審査委員会の所見）

本論部には問題点も指摘されるが、その長所に比して軽微と考えられ、今後の課題であり、本論文の価値を損なうものではない。以上の審査結果に基づき、論文提出者は博士（経営学）の学位を受けるに十分な資格を持つと判定する。